

老後を支える公的年金と私的年金

私たちの加入する年金制度

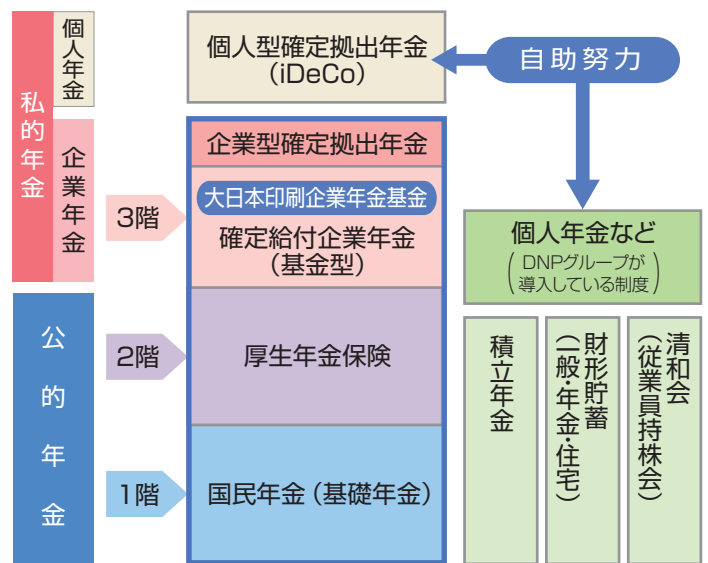
年金制度は①公的年金、②企業年金、③個人年金の3つに分けられます。

①の公的年金に対して②と③を私的年金と呼ぶこともあります。

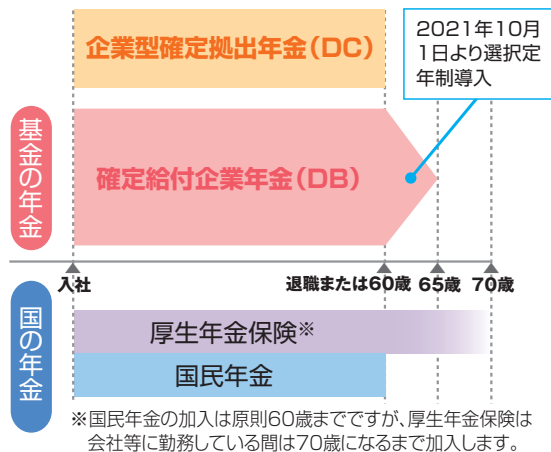
皆さんは、国が運営する①公的年金のうち「国民年金」と「厚生年金保険」、そして、企業年金として、「大日本印刷企業年金基金(DB)」と「企業型DC」に加入することになります。

大日本印刷企業年金基金は、DNPグループ各社が私たちの老後の生活を豊かにするために設けている「確定給付企業年金」です。

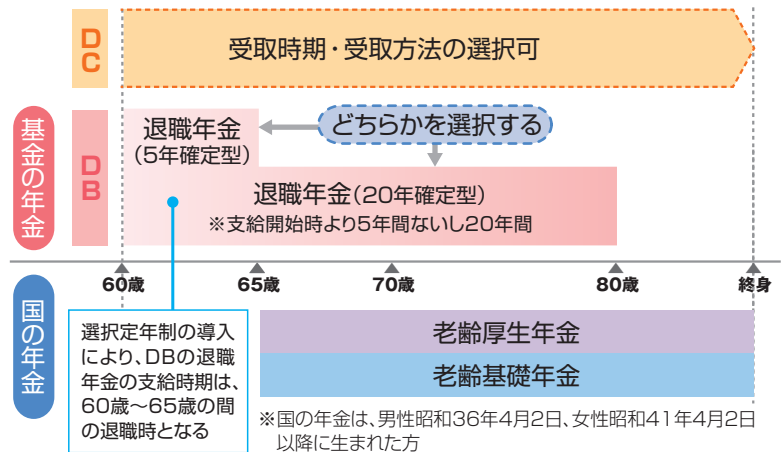
また、DNPグループでは、皆さんがより豊かな老後生活を送るための自助努力を支援するために、個人年金などの制度も導入しており、個人型確定拠出年金(iDeCo)の併用も可能としています。若いときから計画的に加入しておくことが大切です。



●私たちの加入する年金制度



●私たちが受けられる年金



公的年金(国の年金制度)：年金を受けるためには通算で10年の加入が必要です

■国民年金

国の年金制度では、20歳以上60歳未満のすべての人が国民年金に加入することになっています。国民年金に加入する人は、職業等によって次のように区分され、保険料の納め方が異なります。「老齢基礎年金」は65歳から終身支給されます。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
20～60歳の自営業者・学生等	厚生年金保険の加入者 ※平成27年10月より共済年金は厚生年金に統一されました。	第2号被保険者の配偶者(被扶養配偶者)
保険料は各自で納めます	給与・賞与から保険料を控除し会社が納付します	保険料負担はありません

■厚生年金保険

民間会社に勤める会社員や公務員、私学教職員等が加入する年金制度であり、厚生年金保険の制度を通じて国民年金にも加入します。厚生年金保険は報酬に応じて保険料を納め、報酬比例の年金である「老齢厚生年金」は原則65歳から終身支給されます。

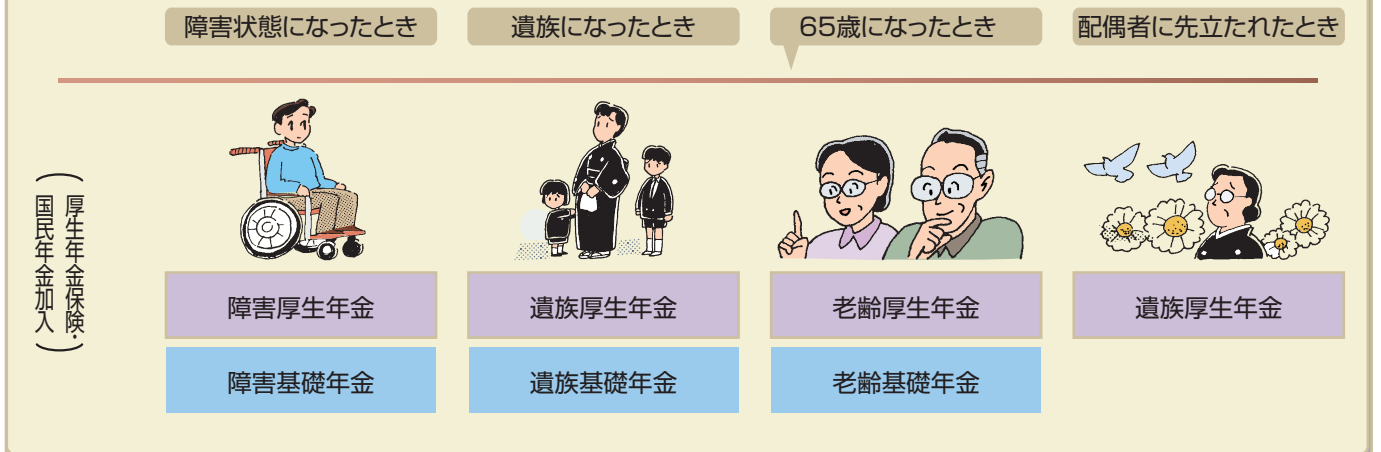
国から受けられる年金

受けられる年金の種類は3種類

公的年金は、加入者が「老齢になったとき」、「障害を負ったとき」、「死亡したとき」の事由に該当したときに支給されます。厚生年金保険に加入している人は国民年金からの基礎年金と厚生年金保険からの厚生年金が併せて支給されます。

ただし、「老齢」と「障害」など二つの支給要件を満たしている場合でも、「一人一年金」という考え方によって、いずれかの年金を選択することになります。

■支給事由と受けられる年金



●学生時代に猶予された保険料を追納できる場合があります

20歳になると学生でも国民年金に加入して保険料を納める必要がありますが、学生本人の所得が少ない場合、申請により保険料納付の猶予を受けることができます。これを「学生納付特例」といいます。

学生納付特例により猶予された保険料は、本来の納付期限である2年を過ぎても、10年以内であればさかのぼって保険料を納付し、年金額を増やすことができます。

国の年金相談は「相談センター ライフプラン相談室」へ

国の年金見込額と受給手続きについては、相談センター ライフプラン相談室で個別相談、福利厚生センターで説明会を行っています。

相談センター ライフプラン相談室

個別相談

公的年金・私的年金・雇用保険・医療保険などライフプランにかかわる様々な相談を受け付けています。

お問い合わせ先

受付時間 平日 9:00 ~ 18:00 (祝日・社休日は休み)

電話 7-313-32635(内線) 03-6735-0981(外線)

MAIL lifeplan@team.dnp.co.jp (相談センター ライフプラン相談室)

lifesupportteam@team.dnp.co.jp (福利厚生センター)

所在地 東京都新宿区市谷加賀町 1-1-1
DNP市谷左内町ビル

※詳細は、DNPwebの「life event」から「相談センター ライフプラン相談室」のHPをご参照ください。

福利厚生センター

説明会

セカンドライフをはじめ、ライフプラン(3大資金)にかかわる様々な制度について説明会を開催しています。

①セカンドライフ準備ガイダンス

50歳代前半の方を対象にセカンドライフへの備えとして①家庭経済、②健康、③生きがいについてガイダンスを実施しています。

②セカンドライフ直前ガイダンス

50歳代後半の方を対象に①公的年金受給見込額、②退職金見込額、また、退職後の③雇用保険、④健康保険の手続き等の説明を実施しています。

③20歳代から始めるライフプランセミナー

人生の3大資金への備え、会社の福利厚生制度等について、セミナーを開催しています。

基金の掛金と国への保険料

基金の掛金については加入者の負担はありません

基金の掛金には、退職金の60%相当分にあたる将来の年金給付のための掛金と、基金運営のための掛金があります。事業主(会社)が全額負担しますので、加入者の皆さんの負担はありません。

年金給付のための掛金	標準掛金	将来勤務期間に対応する年金給付債務に要する掛金	標準掛金(月額) =加入者の標準給与×規約別表に定める掛金率
	特別掛金	過去期間等の積立不足を解消するための掛金	特別掛金(月額) =加入者の標準給与×規約別表に定める掛金率
基金運営のための掛金	事務費掛金	会議費、旅費、事務経費、専従役職員の給与等	事務費掛金(月額) =加入者の標準給与×規約に定める掛金率

厚生年金保険料

厚生年金保険料は、通勤交通費を含む給与月額(標準報酬月額)と賞与額(標準賞与:賞与の1,000円未満を切り捨て、150万円を上限とする。)の18.300%を被保険者と会社が折半で負担します。厚生年金保険料率は、平成16年から段階的に引き上げられてきましたが、平成29年9月以降は標準報酬の18.3%で固定されています。

また、私たちサラリーマンの国民年金保険料は毎月徴収される厚生年金保険料の中に含まれます。



例 標準報酬月額20万円(195,000円以上210,000円未満の報酬月額の方が該当)、標準賞与額年2回各50万円の場合、納める保険料は次のようになります。

月々の給与から納める厚生年金保険料

本人負担	会社負担
標準報酬月額20万円の9.150% 厚生年金保険料 18,300円	標準報酬月額20万円の9.150% 厚生年金保険料 18,300円

賞与から納める厚生年金保険料

本人負担	会社負担
標準賞与額50万円の9.150% 厚生年金保険料 45,750円	標準賞与額50万円の9.150% 厚生年金保険料 45,750円

厚生年金額の計算の基礎となるのは賞与を含めた平均月収

老齢厚生年金額は、納めた保険料の基礎となった標準報酬月額と標準賞与に応じて計算されます。

平成15年4月から、賞与からも月給(標準報酬月額)と同じ保険料率の保険料を納めるようになり、厚生年金額にも賞与から納めた保険料が反映される「総報酬制」となりました。

老齢厚生年金額は、平成15年3月までの期間の年金額と平成15年4月以後の期間の年金額をそれぞれ計算して合算します。

平成15年3月までの平均の標準報酬月額

×
7.125/1,000(給付乗率)
×
平成15年3月までの被保険者月数

+

平成15年4月以後の平均標準報酬額
(給与と賞与を含む平均月収)

×
5.481/1,000(給付乗率)
×
平成15年4月以後の被保険者月数